

**農業農村整備事業における建設リサイクルの取り組み**  
**New Construction Recycling System for Public Works**  
**in Agricultural Infrastructure Improvement Projects and Rural Development**

緒方博則<sup>\*</sup> 重森篤<sup>\*\*</sup> 安藤嘉章<sup>\*\*\*</sup> 荻野芳彦<sup>\*\*\*\*</sup>

Hironori Ogata, Atsushi Shigemori, Yoshiaki Andoh and Yoshihiko Ogino

## 1. はじめに

平成9年に公共事業の効率的な展開を図るため、「公共事業コスト縮減対策に関する行動指針」が関係閣僚会議で策定された。これを受けて農林水産省では「農業農村整備事業のコスト縮減計画」を策定し、具体的施策の一つとして「建設副産物活用推進事業」を創設し、全国土地改良事業団体連合会において「建設副産物活用システム高度化事業」が進められている。さらに、平成12年には循環型社会の構築に向けて「循環型社会形成推進基本法」が制定され、平成14年5月には「建設リサイクル法」を完全実施することになった。リサイクルの推進により、資源の効率的利用や消費抑制、公共事業のコスト縮減、環境への負荷が少ない循環型社会の実現に向けた制度改革が進められているところである。公共事業から発生する建設発生土、アスファルト・コンクリート塊（以下、アスファルト塊）、コンクリート塊、伐採木等の建設副産物は近年増加の傾向にあるが、限りある資源の有効利用と自然環境への負荷軽減の観点から、これらの再生利用の促進を図ることが求められている。

本報告では、「建設副産物活用推進事業」の取り組みを、特に、農業農村整備直轄事業（以下、直轄事業）における現状を紹介し、建設リサイクル推進の課題と展望を述べたい。

## 2. 建設副産物の発生と利用の現状

### (1) 建設発生土

平成12年度における建設工事現場から排出される建設発生土は全国で約2億8,400万<sup>3</sup>m<sup>3</sup>であり、平成7年度から36%減少している。搬出量のうち公共土木工事が89%の2億5,200万<sup>3</sup>m<sup>3</sup>を占めるが建設工事に利用されるのは全体の約3割である。直轄事業においては、搬出量が860万<sup>3</sup>m<sup>3</sup>であり、そのうち86%の740万<sup>3</sup>m<sup>3</sup>が農業農村整備事業等で再利用されておりリサイクル率は建設工事全体と比較して高い。多くは、ほ場整備事業等での農地の作土・基盤土として利用されている。

### (2) アスファルト塊等建設廃棄物

平成12年度における建設廃棄物の排出量は全国で8,500万トンであり、平成7年度から16%減少している。搬出量のうち再資源化されているのは建設廃棄物全体では81%であり、種類別ではアスファルト塊が98%、コンクリート塊が96%と高く、建設発生木材38%、建設汚泥30%、建設混合廃棄物7%、と低い状況である。直轄事業においては、搬出量が39万トンであり、そのうち再資源化されているのは77%と全国と比較してやや低い。特にアスファルト塊・コンクリート塊のリサイクル率は全国と比べて低い。

---

<sup>\*</sup>全国土地改良事業団体連合会 National Federation of Land Improvement Associations

<sup>\*\*</sup>農林水産省 The Ministry of Agriculture Forestry and Fisheries of Japan

<sup>\*\*\*</sup>太陽コンサルタンツ株式会社 Taiyo Consultants Co. Ltd

<sup>\*\*\*\*</sup>大阪府立大学大学院 Osaka Prefecture University

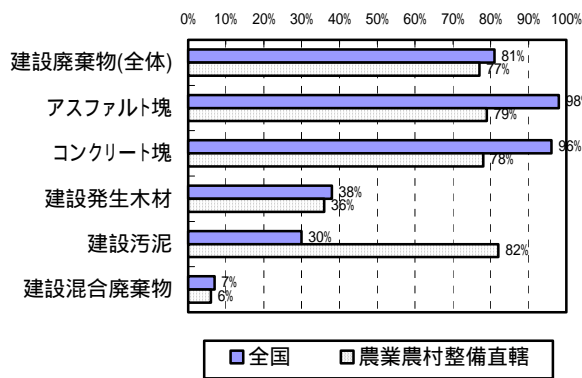


図1 建設廃棄物のリサイクル率(H12年度)

建設発生木材は全国と同様低い状況である。建設汚泥は工事件数が少ないうえ、ダムなどの大規模工事はリサイクル率が高かったので、平成12年度のリサイクル率は高くなった。

### 3. 再生資源の再利用状況(意識調査結果)

直轄事業所を対象として再生資源の利用に対する意識をアンケート調査した結果をみると(図2)、建設発生土及び再生砕石の利用意識は高いが、再生アスファルト合材と建設発生木材は低い。利用意識の低い理由で最も多かったのは、「量が少ない」次いで、「該当する工程がない」、「情報の入手が困難」という順であった。

### 4. 今後の課題と取り組み

#### (1) 今後の課題

今後の課題として、建設リサイクルに対する意識向上のための現場担当者への啓蒙・普及、建設副産物活用における品質基準、計画・設計の手引きづくり、建設副産物活用事例・工法の紹介、情報ネットワークの利用、コスト縮減となるリサイクル工法の研究・開発、特に、建設発生木材のリサイクルの推進、が挙げられる。

#### (2) 建設副産物活用推進事業の取り組み

本推進事業は、より一層の利用拡大と下の付記に示すような新たな建設リサイクル目標を達成するため、前項の課題を踏まえ、農業農村整備事業における建設リサイクルの推進に向けて、「建設副産物活用システム高度化事業」と「建設副産物活用地域調査事業」の2事業を推進している。具体的には、国土交通省との連携による「建設副産物活用情報交換システム」の充実とその活用の拡大、「建設副産物活用技術マニュアル」の策定、建設副産物活用にあたっての新規事業制度の検討、既存の各種計画・設計基準との対応、「建設副産物活用工法・事例集」の整備および建設副産物活用推進のための啓蒙活動(循環型社会形成・建設副産物活用に係る研修会開催、パンフレット配布)に取り組み、平成14年度には大要が完成する予定である。

#### 【付記】建設リサイクル目標

なお、「建設リサイクル法に関する基本方針」(2000年11月施行)では、特定建設資材廃棄物(コンクリート塊、アスファルト塊、建設発生木材)のリサイクル目標が次のとおり定められ、再資源化等の促進のための各種方策の実施が求められている、ので付記する。

|        |                       |
|--------|-----------------------|
| 平成17年度 | 国の直轄事業において最終処分量を0(ゼロ) |
| 平成22年度 | 再資源化率95%              |

再資源化率：工事現場から排出された特定建設資材廃棄物の重量に対する再資源化等されたものの重量比

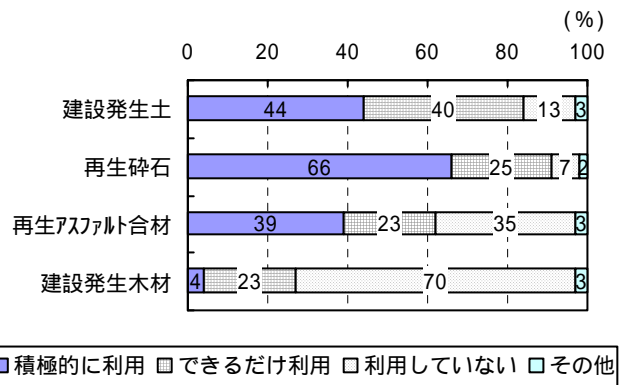


図2 再生資源利用に対する意識